

議案第 17 号

太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について

上記について、別案のとおり改正する。

令和3年 2月25日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

第8期介護保険事業計画策定（令和3年度から令和5年度）による介護保険料の改定及び介護保険法施行令の改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕  
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市介護保険条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改め、同項第1号中「32,160円」を「32,760円」に改め、同項第2号中「43,680円」を「44,520円」に改め、同項第3号中「46,200円」を「47,160円」に改め、同項第4号中「57,840円」を「58,920円」に改め、同項第5号中「64,320円」を「65,520円」に改め、同項第6号中「70,680円」を「73,920円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、同項第7号中「77,160円」を「80,520円」に改め、同項第8号中「83,520円」を「87,120円」に改め、同項第9号中「96,480円」を「100,800円」に改め、同項第10号中「112,560円」を「117,240円」に改め、同項第11号中「120,600円」を「125,760円」に改め、同項第12号中「128,640円」を「134,280円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「19,200円」を「19,560円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「27,600円」を「28,080円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度における」に、「43,080円」を「43,800円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の太宰府市介護保険条例第2条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によ

る。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第3条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア及び第11号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。